

○糸魚川市低入札価格調査実施要綱

平成31年4月1日

告示第114号

改正 令和3年4月1日告示第101号

令和4年3月31日告示第94号

令和4年9月22日告示第154号

(趣旨)

第1条 この要綱は、糸魚川市が行う建設工事の制限付き一般競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格に代えて落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）を決定する際に実施する調査等（以下「低入札価格調査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査の対象工事は、次に掲げる工事とする。

- (1) 総合評価方式（糸魚川市建設工事に係る総合評価方式による入札試行要領（平成20年糸魚川市告示第21号。以下「総合評価入札試行要領」という。）第2条の総合評価方式をいう。以下同じ。）による制限付き一般競争入札を行う工事
- (2) 設計及び施工を一括して発注する工事
- (3) その他市長が指定する工事

(調査基準価格)

第3条 低入札価格調査の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）の算出方法は、次のとおりとする。

- (1) 総合評価方式により制限付き一般競争入札を実施する工事の場合
 - ア 総合評価入札試行要領第3条第1項第1号に規定する実績確認・地域貢献評価型で入札を行う場合は、次の計算式によって調査基準価格を算出する。ただし、入札書比較調査基準価格が入札書比較予定価格に100分の92を乗じて得た額を上回る場合にあっては入札書比較予定価格に100分の92を乗じて得た額（1万円未満切捨て）とし、入札書比較予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては入札書比較予定価格に100分の75を乗じて得た額（1万円未満切上

げ) とする。

直接工事費の97/100+共通仮設費の90/100+現場管理費の90/100+一般管理費等の68/100=入札書比較調査基準価格(1万円未満切捨て)

イ 調査基準価格は、アの計算式に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

ウ 総合評価入札試行要領第3条第1項第2号に規定する施工計画確認型、同項第3号に規定する技術評価型及び同項第4号に規定する高度技術提案型で入札を行う場合は、市長が別に定める。

(2) 設計及び施工を一括して発注する工事並びにその他市長が指定する工事の場合は、市長が別に定める。

(低入札価格調査)

第4条 市長は、落札候補者の金額が調査基準価格を下回るときは、必要に応じて低入札価格調査を行う。

2 市長は、低入札価格調査を行う場合にあつては、工事費内訳書を確認し、必要に応じて落札候補者から事情を聴取するものとする。落札候補者のほかに低入札価格調査の対象となる入札を行った者がいる場合もまた同様とする。

(失格基準価格及び予定価格書)

第5条 市長は、総合評価入札試行要領第3条第1項に規定する実績確認・地域貢献評価型で入札を行う場合は、契約ごとに失格基準価格を設け、入札価格が失格基準価格に満たない場合は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとみなし、失格とする。この場合において、失格基準価格は、次の計算式によって算出した額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

入札書比較調査基準価格-入札書比較予定価格の4/100=入札書比較失格基準価格(1万円未満切上げ)

2 第3条の規定により調査基準価格を設けたとき、及び前項による失格基準価格を設けたときは、市長は、当該調査基準価格及び失格基準価格を予定価格書に記載するものとする。

(落札者の決定)

第6条 市長は、第4条による低入札価格調査を行った場合において、契約の内容に適

合した履行がなされると認められる場合は、当該落札者となるべき者を落札者と決定する。

2 市長は、第4条による低入札価格調査を行った場合において、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、当該落札者となるべき者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者以外の者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札であった場合は、低入札価格調査を実施するものとし、以後の手続は落札者となるべき者に係る取扱いを準用する。

3 市長は、第2条第1号の工事において、当該落札者の入札金額が低入札調査基準価格を下回った場合は、市長が別に定める方法により評価値を減点するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第101号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第94号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年9月22日告示第154号）

この告示は、令和4年10月1日から施行する。